

川内村職員採用試験(大学卒程度)のお知らせ

1. 試験職種及び採用予定人員

試 験 職 種	一 般 事 務
採 用 予 定 人 員	若 干 名

2. 試験の期日、場所及び発表

区 分	期 日	時 間	試 験 場	発 表
第1次試験	令和7年 7月13日(日)	受付 9:00～9:30 教養試験 10:00～正午 昼食後 事務適性検査、性格特性検査及び職場適応性検査を実施します。	福島市金谷川1番地 「福島大学」	令和7年8月下旬 川内村役場掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか合格者に通知します。
第2次試験	第1次試験合格者に通知します。	第1次試験合格者に通知します。	第1次試験合格者に通知します。	第2次試験合格者に通知します。

3. 受験資格

一般事務職

平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれたもの。(学歴は問いません。)
ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (3) 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

4. 試験の方法

大学卒業程度で次により行います。

(1) 第1次試験

教養試験 職員として必要な一般知識及び知能について、五肢択一式による筆記試験を行います。

出題分野及び出題数 知識分野20問・知能分野20問

※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「国語」の出題はありません。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として作文と個別面接、その他の試験を行います。

5. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に村長が採用する者を決定します。
この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本村の給料表によるが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求
申込用紙は、本村役場で交付します。
郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「大学卒程度試験申込用紙請求」と書いて、140円切手を貼った自分宛の返信用封筒(角型2号)を必ず同封してください。
- (2) 申込の方法
 - ① 申込用紙に必要事項を記入して、本村役場に提出してください。
申込書を郵送する場合は、460円切手(簡易書留)を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に赤で「大学卒程度試験申込」と書いて、必ず簡易書留にて送付してください。
 - ② 受験票を受領したときは、最近6ヶ月以内に撮影した本人写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm)1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。(受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。)
- (3) 受付期間
令和7年5月14日(水)から同6月13日(金)まで
(執務時間中に限ります。午前8時30分～午後5時15分まで)
郵便による申込書提出の場合は、6月11日(水)までの消印のあるものだけに限り受け付けます。

8. 試験結果の開示

この試験の結果について、個人情報保護に関する法律第76条の規定により、開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・ 順位	合格発表日 から1ヶ月間	川内村役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9. その他

- (1) 試験当日は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。(解答用紙は、「HB」の鉛筆を使用してマークさせる方法です。
「HB」以外の鉛筆、万年筆、ボールペン等は、機械による読取りが不能なので使用できません。)

- (2) 受験者は、昼食を持参してください。
- (3) 受付時間は厳守してください。
- (4) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関を利用してください。
- (5) 受験者に対し基本的にはマスクの着用を求めないこととします。
- (6) この試験に関し不明な点は、川内村役場 総務課 総務係 ☎0240 (38) 2111 までお問い合わせください。郵便で問い合わせる場合は、1 1 0 円切手を貼った自分宛の返信用封筒を必ず同封してください。